

変更契約の調書

工 事 名 南陽市公共下水道 汚水管渠工事(第3工区)

当初

工 事 場 所 南陽市 赤湯 地内
 請 負 業 者 名 株式会社落合堂建設
 工 事 種 別 土木一式工事
 工 事 概 要 汚水管渠工 管路施設延長 L=167.00m 開削工法

契 約 金 額 28,325,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工 期 着工 令和7年5月14日
 完成 令和7年11月20日

第1回変更

変 更 年 月 日 令和7年5月28日
 契 約 金 額 (変 更 後)
 工 期 完成
 変 更 理 由

南陽市財務規則(平成12年規則第8条)別記第1建設工事請負契約約款第38条ただし書中「令和7年3月31日」を削除する

第2回変更

変 更 年 月 日 令和7年6月23日
 契 約 金 額 (変 更 後) 31,276,300円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工 期 完成 令和7年11月20日
 変 更 理 由

①公共汚水柵設置に伴う下水道本管新設について

- ・ 令和7年4月10日付、公共汚水柵設置申請(南陽市郡山57-1布施宅)について、設置希望時期の兼ね合いから、本工事に増工したい。
- ・ また、公共汚水柵を設置するにあたり、下水道本管を新設する必要があるため、下記内容のとおり増工したい。

【管路番号384】

	【当初】	【変更】	
○管渠工(塩ビ管 φ200mm)	L = -m	L = 11.00m	(L = 11.00m 増工)
○マンホール工(組立1号)	N = -基	N = 1基	(N = 1基 増工)
○取付管およびます工	N = -箇所	N = 1箇所	(N = 1箇所 増工)
○付帯工	N = -式	N = 1式	(N = 1式 増工)
○仮設工	N = -式	N = 1式	(N = 1式 増工)
○運搬費			
仮設材の運搬費	W = 5.9t	W = 9.8t	(W = 3.9t 増工)
(軽量鋼矢板、片道運搬距離L=10km)			

その他、現地に適合した軽微な変更を実施したい。

第3回変更

変更年月日 令和7年10月20日
契約金額(変更後) 金額の変更なし
工期 完成 令和8年3月19日
変更理由

工期の延長について

本工事において、米沢平野土地改良区管理の第一揚水機導管水路の漏水疑いの調査、不明管確認対応に時間を要した。また、事前調査では確認できなかった既設埋設物(既設1-2-1MH付近シートパイル)の撤去作業に時間を要し、当初予定していた工期に遅延が生じた。上記の影響から本舗装復旧が冬期間になるため、品質の良い舗装を施工できるよう雪解け後に本舗装復旧を行いたい。以上のことから、工期を延長し実施したい。

当初 完成期日 令和7年11月20日
変更 完成期日 令和8年 3月19日

第4回変更

変更年月日 令和8年3月9日
契約金額(変更後) 35,292,400円(消費税及び地方消費税を含む。)
工期 完成 令和8年3月19日(変更なし)
変更理由

管きょ工について

- ・当初設計では残土運搬距離をL=7.0kmで計画していたが、受注者選定の処分地がL=3.7kmの箇所であったため残土運搬距離を変更し実施したい。

	【第2回変更】	【第3回変更】
◎管路土工		
残土運搬工	L= 7.0km	L= 3.7km

付帯工について

- ・市道緑町5号線車道部の舗装厚さについて、当初設計ではt=5cmと計上していたが、既設舗装の切断を行った結果、既設舗装の舗装厚が当初想定より厚いことが判明した。したがって、舗装版撤去について下記のとおり変更し実施したい。
- ・県道赤湯停車場線歩道部の舗装厚さについて、当初設計ではt=5cmと計上していたが、既設舗装の切断を行った結果、既設舗装の舗装厚が当初想定より厚いことが判明した。したがって、舗装版撤去について下記のとおり変更し実施したい。
- ・舗装本復旧範囲については、下水道工事の影響によるクラックの観点から舗装復旧範囲を下記のとおり変更し実施したい。

	【第2回変更】	【第3回変更】
--	---------	---------

◎舗装版撤去工

～赤湯(補助)～

殻運搬処理(As殻運搬)片道8.6km	V=11.0 ^m ₃	V=42.0 ^m ₃ (V= 32.0 ^m ₃ 増工)
(建設廃棄物処分量) 県南	V=11.0 ^m ₃	V=42.0 ^m ₃ (V= 32.0 ^m ₃ 増工)

～赤湯(単独)～

殻運搬処理(As殻運搬)片道8.6km	V= 3.0 ^m ₃	V= 6.0 ^m ₃ (V= 3.0 ^m ₃ 増工)
(建設廃棄物処分量) 県南	V= 3.0 ^m ₃	V= 6.0 ^m ₃ (V= 3.0 ^m ₃ 増工)

◎舗装復旧工
表層工

【第2回変更】

【第3回変更】

～赤湯(補助)～

市道車道部(本復旧T=5cm)

A= 29.0m²

A= 54.0m²(A= 25.0m²増工)

県道歩道部(本復旧T=3cm)

A=301.0m²

A= 323.0m²(A= 22.0m²増工)

～赤湯(補助)～

県道歩道部(本復旧T=3cm)

A=106.0m²

A= 114.0m²(A= 8.0m²増工)

植樹柵工について

- ・当初の計画では植樹柵の撤去・再設置を2箇所で計上していたが、現地精査したところ新たに4箇所の植樹柵が支障となることが判明した。このため、施工の安全確保及び適正な管渠布設を行うために下記のとおり変更し実施したい。

◎植樹柵工

【第2回変更】

【第3回変更】

～赤湯(補助)～

植樹柵ブロック(撤去・再設置)

N= 2 箇所

N= 6 箇所 (N= 4 箇所 増)

仮設工について

- ・当初の設計では交通誘導警備員を60名計上していたが、既設構造物取壊し工に不測の日数を要したため、交通誘導警備員について増員し実施したい。

◎交通管理工

【第2回変更】

【第3回変更】

交通誘導警備員B

N= 60名

N= 98 名 (N= 38名 増)

その他、現地に適合した軽微な変更を実施したい。